

第2次武雄市障がい者計画（案）

第7期武雄市障がい福祉計画（案）

第3期武雄市障がい児福祉計画（案）

令和6年 月

武雄市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 取組の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 2 章 武雄市の現状

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 障害者手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 障がい福祉サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 アンケート結果に見る障がい者の現状とニーズ・・ 9

第 3 章 第 2 次武雄市障がい者計画

- 1 計画の重点事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 計画の基本理念・目標・体系・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 具体的な施策
 - 基本目標 1
 - 1 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 2 療育・教育体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 3 保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 4 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 5 安全・安心 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - 基本目標 2
 - 1 雇用・就業、経済的自立の支援・・・・・・・・ 31
 - 2 文化芸術活動・スポーツ・・・・・・・・・・・・ 33
 - 3 情報アクセシビリティ・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - 基本目標 3
 - 1 差別解消及び権利擁護・・・・・・・・・・・・ 37
 - 2 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第 4 章 第 7 期武雄市障がい福祉計画・第 3 期武雄市障がい児福祉計画

- 1 障がい福祉サービス等の体系・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 令和 8 年度の成果目標
 - 目標① 施設入所利用者の地域生活への移行・・ 41
 - 目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・ 42
 - 目標③ 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・ 43
 - 目標④ 福祉施設から一般就労への移行等・・ 44
 - 目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等・・ 46

目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等	47
目標⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	48
3 障がい福祉サービス等における見込量	
< 1 > 訪問系サービス	49
< 2 > 日中活動系サービス	50
< 3 > 居住系サービス	52
< 4 > 相談支援	53
4 地域生活支援事業	
< 1 > 地域生活支援事業の実施に関する考え方	54
< 2 > 事業の内容、実績および見込量	54
5 障がい児支援のサービスの見込量	
< 1 > 障がい児通所支援事業	59
< 2 > 障がい児相談支援事業	60
6 自立支援医療制度	
< 1 > 更生医療見込量	61
< 2 > 育成医療見込量	61
< 3 > 精神通院医療見込量	61
7 補装具の支給	61
第5章 計画の推進体制	62
関係資料	63

第1章 計画策定にあたって

1. 背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズは、ますます複雑多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3（2021）年5月に「障害者差別解消法」が改正され、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

令和4（2022）年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められました。

また、障がい者の地域生活の支援体制の充実や多様なニーズに対する支援、障がい者雇用の質の向上などを定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）についても改正され、令和6（2024）年4月に施行されます。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対しても支援が必要となっています。

この度、「武雄市障がい者計画」（平成30年度から令和5年度）及び「第6期武雄市障がい福祉計画・第2期武雄市障がい児福祉計画」（令和3年度から令和5年度）の計画期間が終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第2次武雄市障がい者計画」・「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

（障害者基本計画）

国の第5次障害者基本計画が、令和5（2023）年度から5年間を対象として策定されました。

基本理念として、障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとされています。

その理念実現に向け基本原則として、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの

決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉えた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調を総合的かつ計画的に実施するとされています。

2 計画の位置づけ

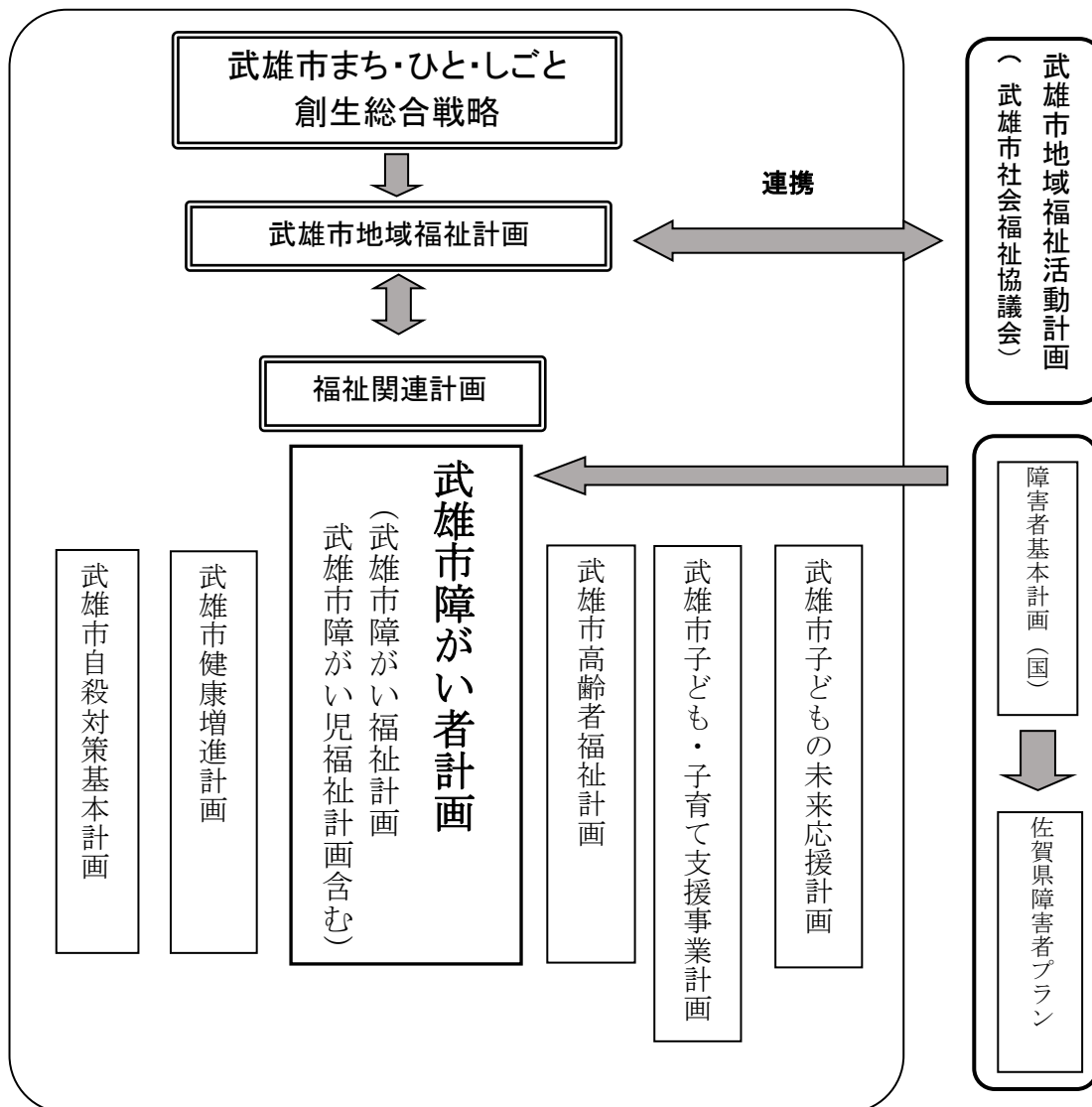
本計画は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「武雄市障がい者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「武雄市障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「武雄市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

武雄市障がい者計画は、市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がい者を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

一方、武雄市障がい福祉計画及び武雄市障がい児福祉計画は、障がい者計画の中の「生活支援」に係る障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する短期の計画です。

本計画は、国の「障害者基本計画」や「佐賀県障害者プラン」、また、上位計画である「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「武雄市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合を図っています。

障がい者等の自立及び社会参加の支援等における、武雄市が講ずる施策の基本的な計画として位置づけています。



3 取組の期間

障がい福祉の推進は、中長期的な視点から継続して取り組んでいく必要があるため、第2次障がい者計画の計画期間を令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画が始まる令和9年度の時点で、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため必要に応じ、本計画は見直すものとします。

	令和 西暦	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029
武雄市障がい者計画		第2次計画			第2次計画		
武雄市障がい福祉計画		第7期計画			第8期計画		
武雄市障がい児福祉計画		第3期計画			第4期計画		

計画見直し

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者の生活実態や障がい施策に対する要望や意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象としたアンケートを実施しました。

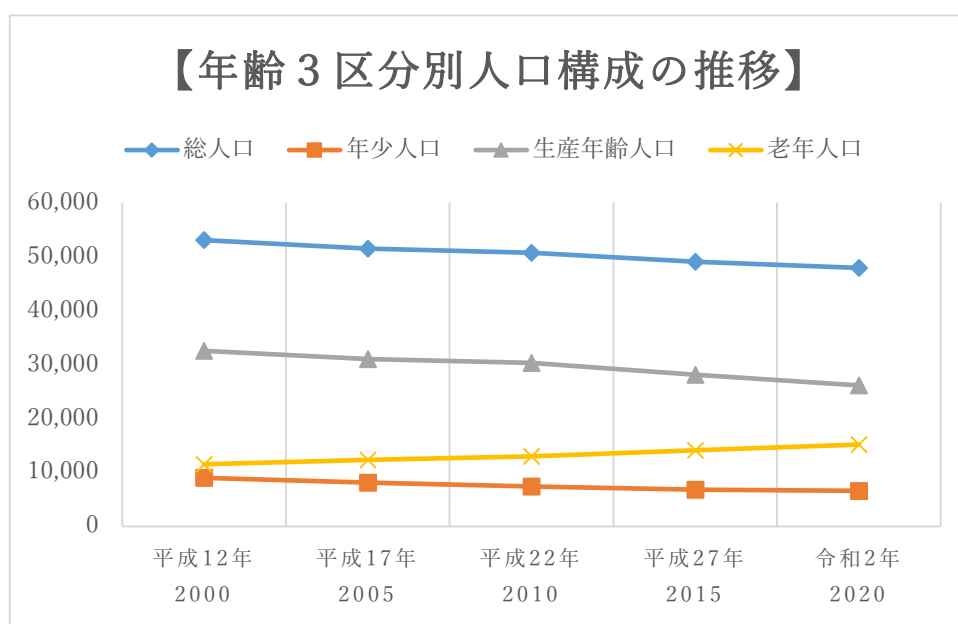
武雄市障がい者計画等策定委員会、武雄市障がい者計画等庁内検討委員会を設置し協議を重ね、パブリックコメントの実施により市民からの意見募集を行いました。

第2章 武雄市の現状

1 人口の推移

武雄市の人口は減少傾向にあり、平成12年の53,068人から令和2年には47,914人となり5,154人減少しました。

年齢3区分別に人口構成比の推移をみると、年少人口の割合（0～14歳）と生産年齢人口の割合（15～64歳）は年々減少している一方、老年人口の割合（65歳以上）は増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。令和2年には、年少人口の割合13.8%、老年人口の割合31.7%で、その差は年々大きくなっています。



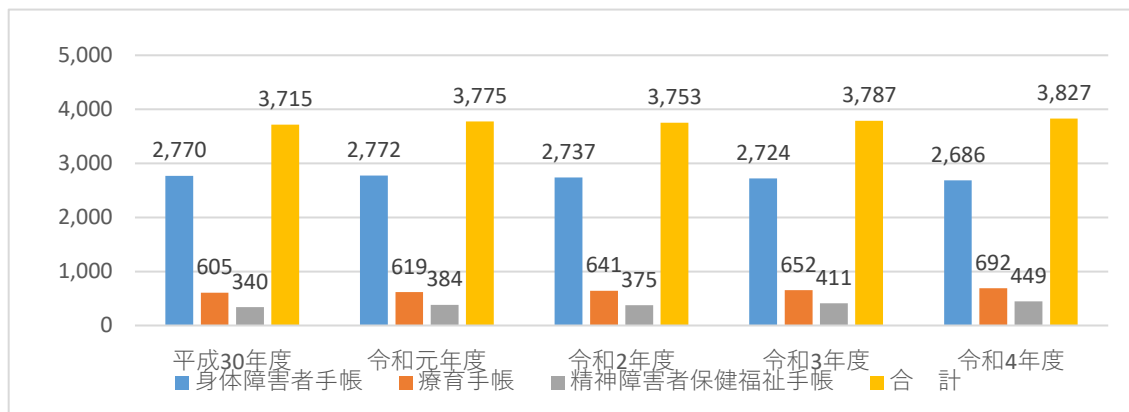
(単位：人)

	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総人口	53,068	51,497	50,699	49,062	47,914
年少人口 (0歳～14歳)	9,003 17.0%	8,099 15.7%	7,422 14.6%	6,795 13.8%	6,597 13.8%
生産年齢人口 (15歳から64歳)	32,543 61.3%	31,039 60.3%	30,297 59.8%	28,130 57.3%	26,138 54.5%
老年人口 (65歳以上)	11,522 21.7%	12,359 24.0%	12,980 25.6%	14,137 28.9%	15,179 31.7%

※資料：国勢調査

2 障害者手帳所持者数の推移

本市における令和4年度末現在の各障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が2,686人、療育手帳が692人、精神障害者保健福祉手帳が449人となっており、手帳所持者総数は3,827人となっています。また、総人口（令和4年度末：47,502人）に占める手帳所持者総数の割合は8.1%となっています。（単位：人）



（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	2,770	2,772	2,737	2,724	2,686
療育手帳	605	619	641	652	692
精神障害者保健福祉手帳	340	384	375	411	449
合計	3,715	3,775	3,753	3,787	3,827
総人口（年度末）	48,926	48,629	48,390	47,951	47,502
総人口に占める割合（%）	7.6	7.8	7.8	7.9	8.1

※資料：市福祉課（毎年度末）

※複数の手帳を併せ持つ人がいるため、手帳所持者数の合計は障がいのある人の実数とはなりません。

（1）身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、わずかに減少の傾向で推移しており、県内においても減少傾向となっています。令和4年度末現在2,686人で、総人口に対して5.7%となっています。また、重度障害者（1・2級）は1,022人で、全体の38.0%を占めています。

（単位：人）

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1・2級	952	1,053	1,043	1,027	1,022
3～6級	1,818	1,719	1,694	1,697	1,664
合計	2,770	2,772	2,737	2,724	2,686
総人口に占める割合（%）	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7

(2) 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在692人で、総人口に対して1.5%となっています。障害程度別に見ると、重度のA判定よりも軽度のB判定の方が多く、全体の67.9%を占めています。

(単位:人)

障害程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	200	200	201	196	222
B判定	405	419	440	456	470
合計	605	619	641	652	692
総人口に占める割合(%)	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度に減ってはいるもののゆるやかに増加しています。令和4年度末現在449人で、総人口に対して0.9%となっています。等級別に見ると、2級が最も多く、全体の65.9%を占めています。

また、自立支援医療給付受給者数(精神通院)についても、ゆるやかな増加傾向にあります。

(単位:人)

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	24	32	29	45	48
2級	239	262	259	270	296
3級	77	90	87	96	105
合計	340	384	375	411	449
総人口に占める割合(%)	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9
(参考)					
自立支援医療(精神通院)給付受給者	648	676	763	720	722

3 相談の状況

平成31年4月より障がい児支援の強化として、「こども発達支援室」を設置し、相談体制の充実を図りました。その結果、障がい児の利用者が令和元年、令和2年度は大幅に増加しています。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援利用者数	381	565	816	681	777
障がい者(18歳以上)	351	404	426	386	415
障がい児(18歳未満)	30	161	390	295	362
相談件数(件)	5,974	8,380	9,381	6,699	9,882

※資料：市福祉課（毎年度末）

4 障がい福祉サービスの状況

障がい者の自立を支援する障がい福祉サービスの介護給付費等は年々増加しており、令和4年度末で14億3,911万円となっており、平成30年度末と比較すると21%の伸び率となっています。

また、障がい児の通所支援（療育訓練等）に対する給付費も、令和4年度末で2億5,432万円となっており、平成30年度と比較すると50%の伸び率となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付費等給付費(円)	11億9,011万	11億4,897万	12億9,546万	13億6,171万	14億3,911万
支給決定者数(人)	560	558	543	569	574
障がい児通所支援給付費(円)	1億6,982万	1億7,788万	2億806万	2億4,170万	2億5,432万
支給決定者数(人)	188	209	222	241	246

※資料：市福祉課（毎年度末）

5 アンケート結果に見る障がい者の現状とニーズ

<アンケート調査の実施状況>

今回の調査では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の方、1,500人に調査票を配布し、675人の方から回答をいただきました。

- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査実施期間：令和4（2022）年12月～令和5（2023）年1月

（単位：人）

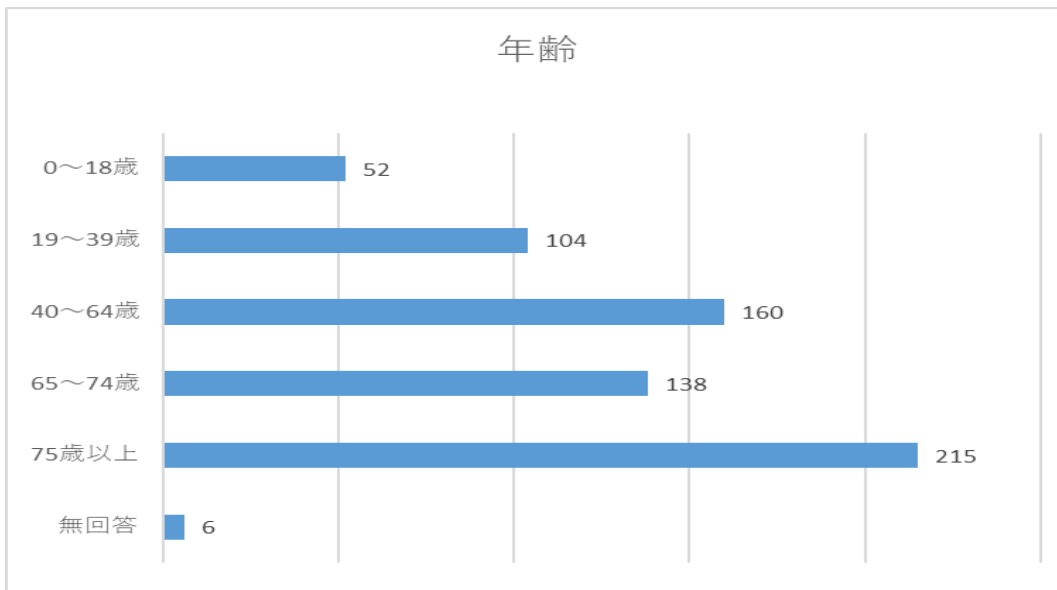
	手帳所持者数	※ ¹ 配布数	回収数	回答率
身体障がい者	2,724	800	675	45.0%
知的障がい者	652	400		
精神障がい者	411	300		
合計	3,787	1,500		

※¹ 配布数については、各障害種別の方から多くの回答を得るため、知的障がい者と精神障がい者の配布割合を多くしています。

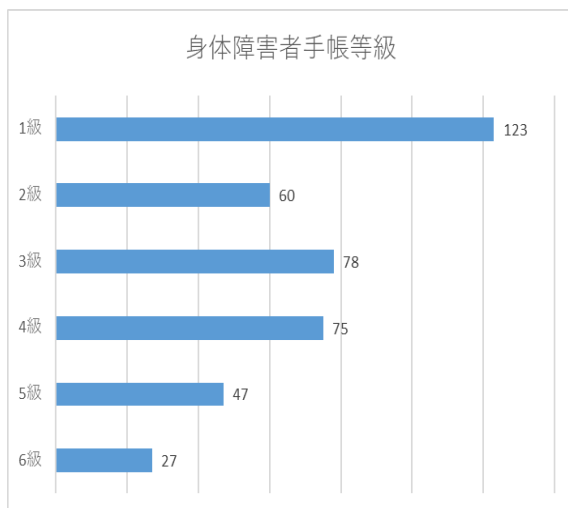
<基本事項について>

① 年齢

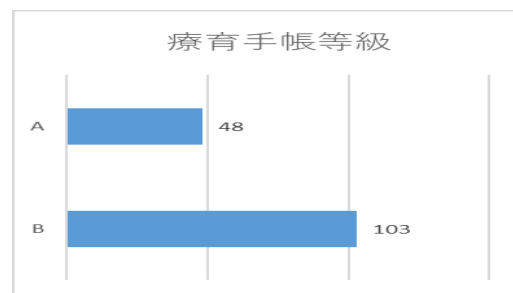
（単位：人）



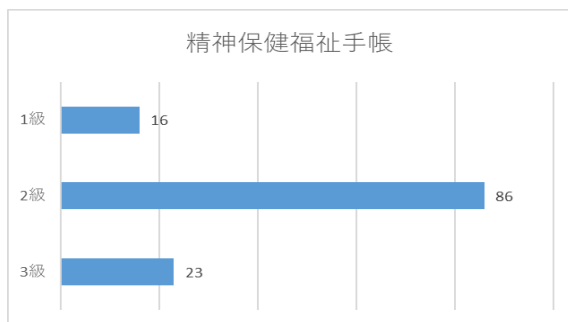
② 身体障害者等級表 (単位:人)



③ 療育手帳等級 (単位:人)



④ 精神障がい者 (単位:人)

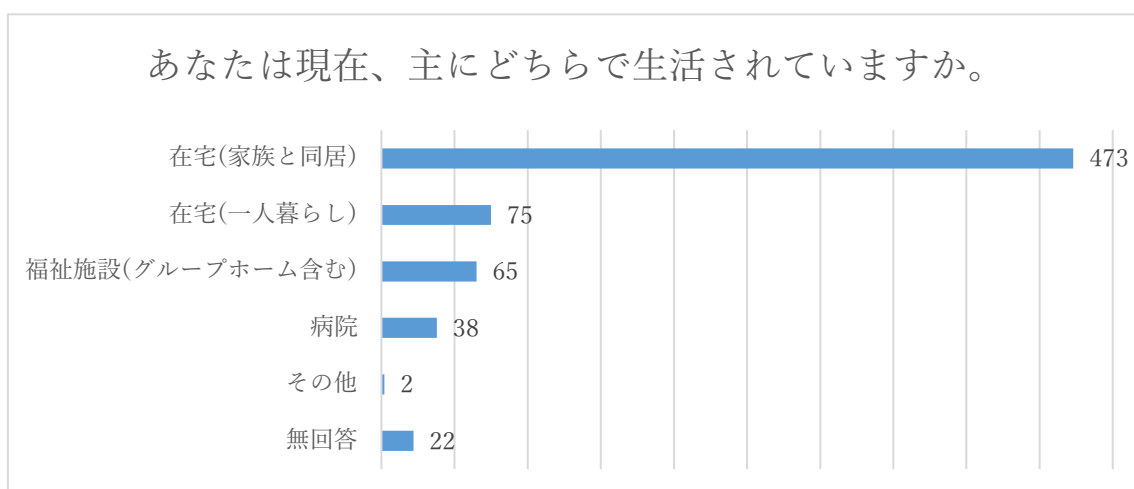


※675人の回答のうち46人が障害者手帳について無回答でした。

(1) 現在、主にどちらで生活しているか。

現在の暮らし方について、「在宅(家族と同居)」という回答は、473人、次いで「在宅(一人暮らし)」75人、福祉施設(グループホーム含む)が65人となっています。

(単位:人)

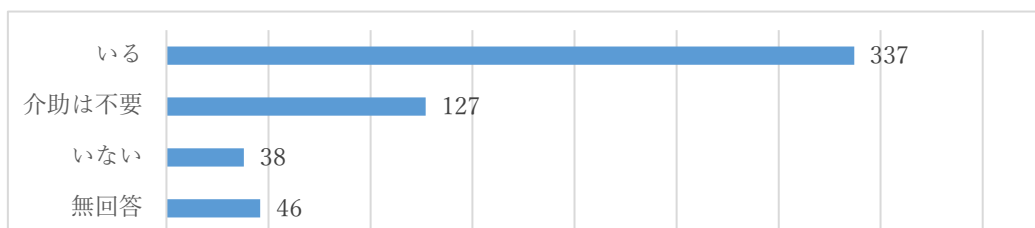


(2) 在宅(家族と同居)、在宅(一人暮らし)と答えた方への質問。

自宅での日常生活を介助してくれる人はいるか。

介助をしてくれる人が「いる」337人、「いない」38人となっています。

(単位：人)



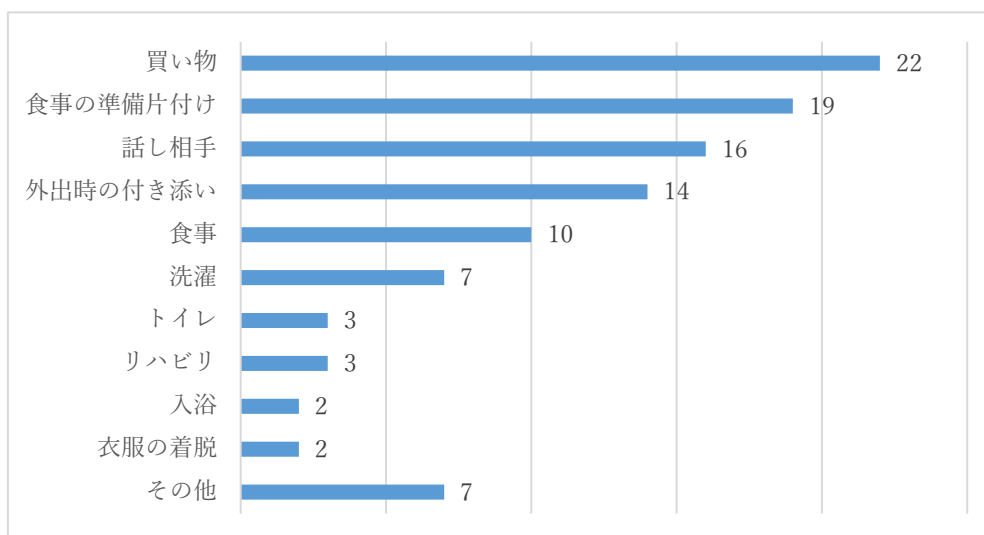
(3) 上記(2)の質問で、「いない」と答えた方への質問。

もし介助を手伝ってくれる人がいれば、どのような介助を頼みたいと思うか。

(3つ以内)

「買い物」が22人と最も多く、次いで「食事の準備片付け」19人、「話し相手」16人となっています。

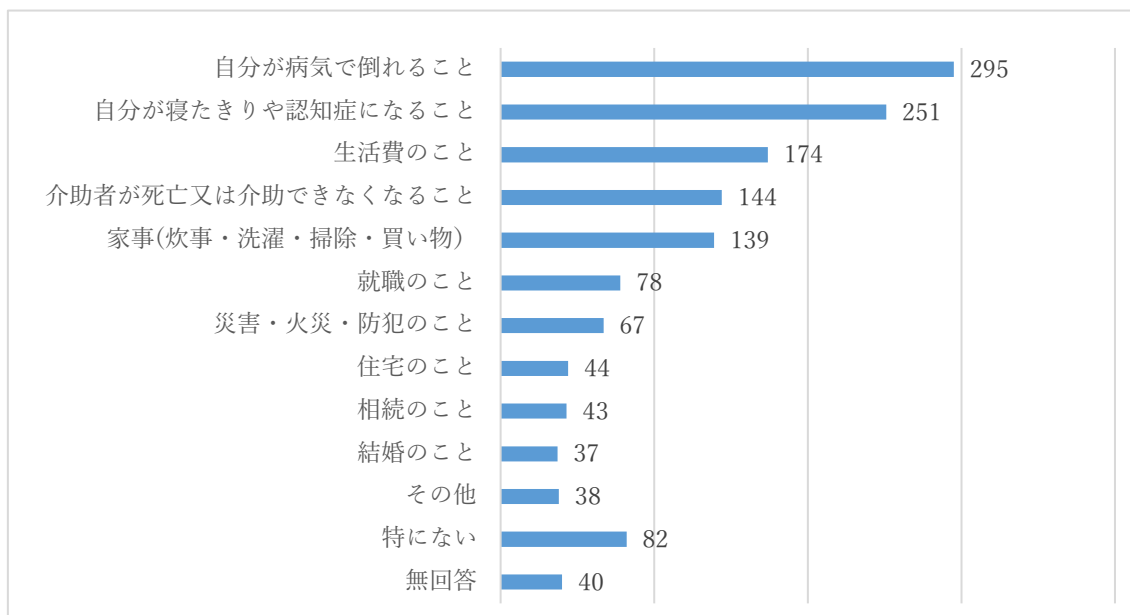
(単位：人)



(4) 今、不安に思っていることは何か。(3つ以内)

「自分が病気で倒れること」295人と最も多く、次いで「自分が寝たきりや認知症になること」251人と身体に関することが多く、「生活費のこと」174人となっています。

(単位：人)



(5) 就労について

① 現在、収入をとまなう仕事をしているか。

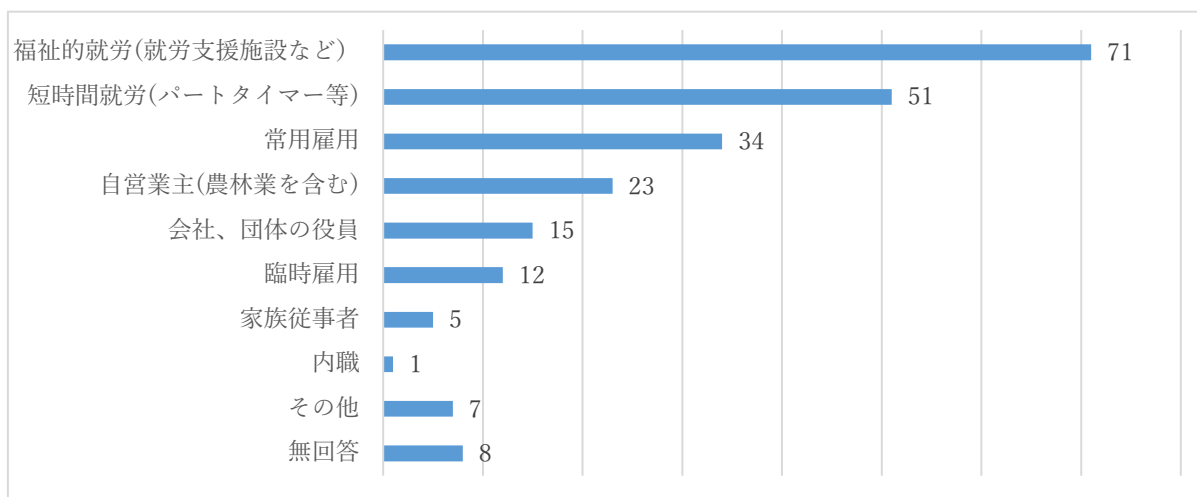
19歳から64歳までの方で264人中「している」156人、「していない」103人「無回答」5人でした。

「していない」主な理由は、「障がいのため」、「病気のため」、「病気が悪くなることが心配」と体調のことが多く、ほかには「適職がない」が理由としてありました。

② 「している」と答えた方への質問。どのような形で仕事をしているか。(複数回答)

「福祉的就労(就労支援施設)」71人と多く、次いで「短時間就労(パートタイマー等)」51人、「常用雇用」34人となっています。

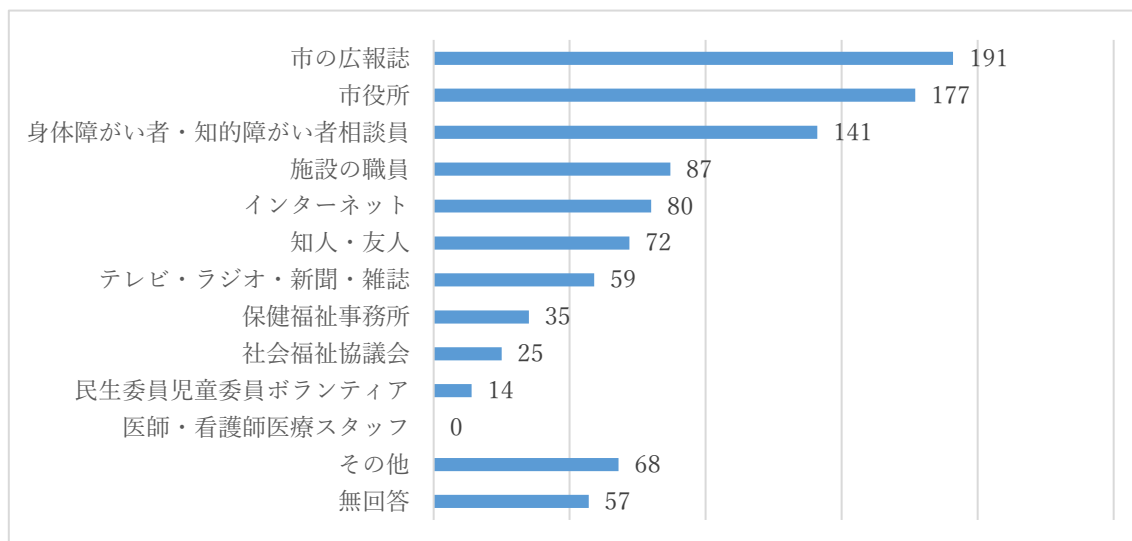
(単位：人)



(6) 障がい者のための福祉サービスについて

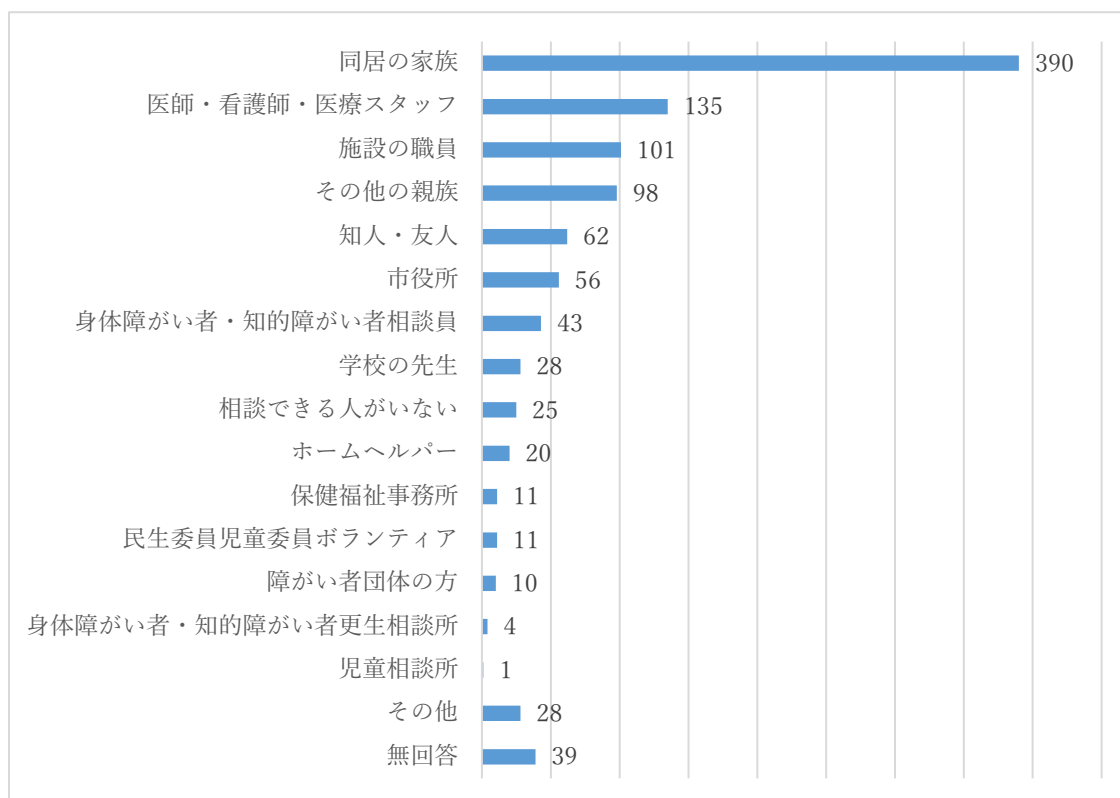
① 福祉サービスの情報を主にどこから得ているか。(3つ以内)

「市の広報誌」191人と最も多く、次いで「市役所」177人、「身体障がい者・知的障がい者相談員」141人となっています。(単位：人)



② 主に相談にのってもらっている人は誰か。(複数回答)

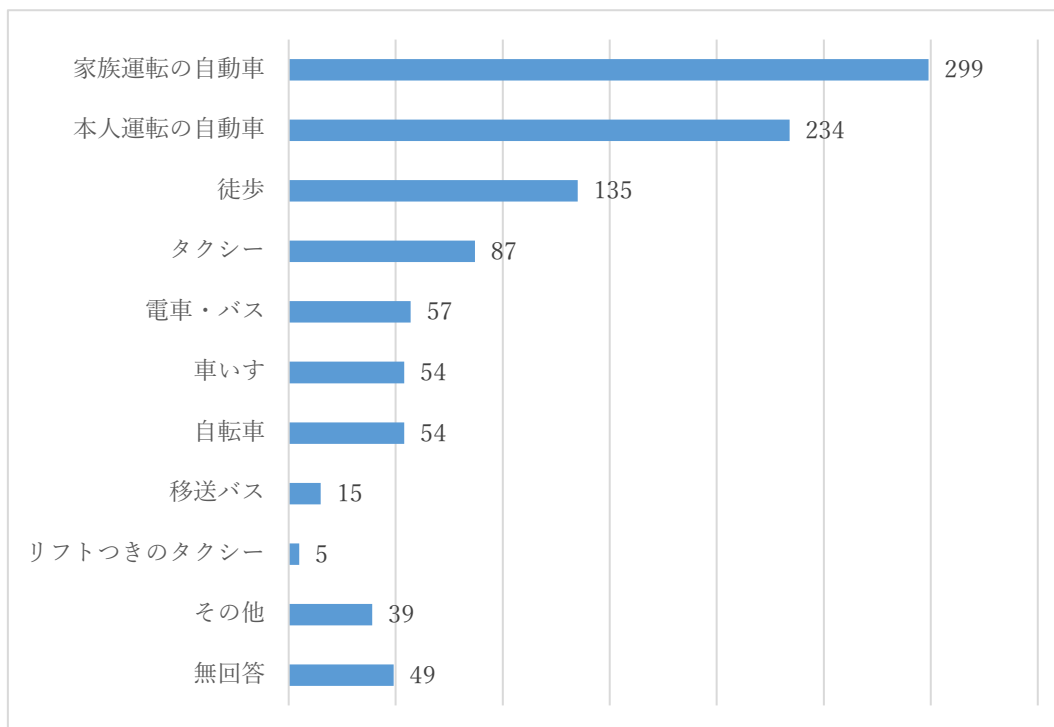
「同居の家族」390人と最も多く、次いで「医師・看護師・医療スタッフ」135人、「施設の職員」101人となっています。(単位：人)



(7) 外出について

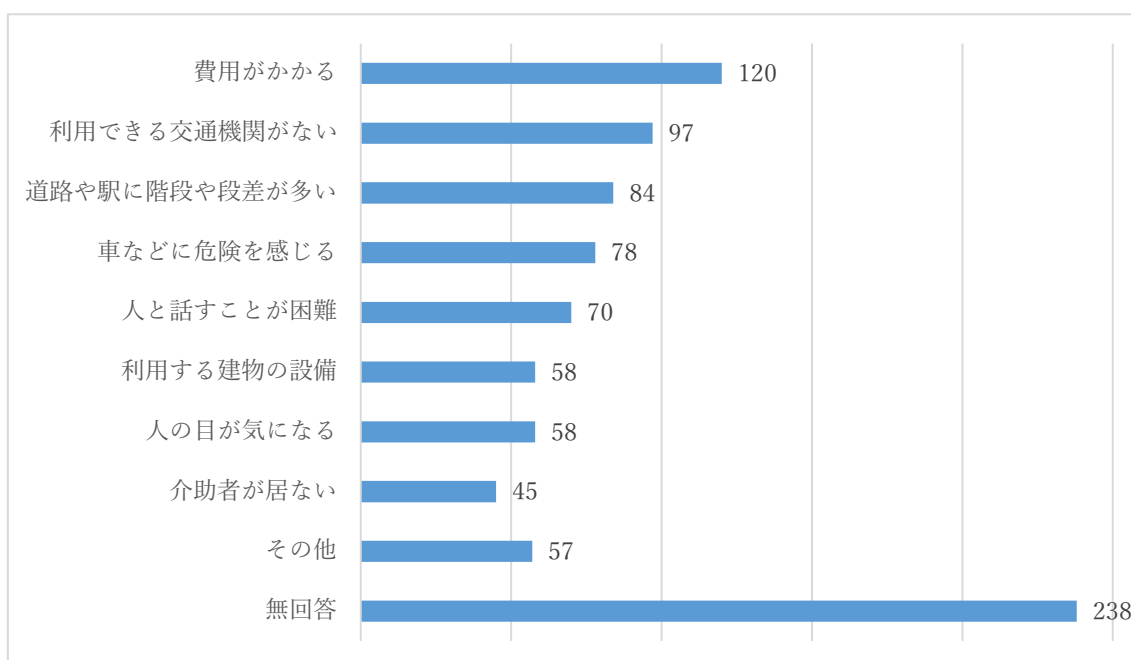
① 外出する時の主な交通手段は何か。(2つ以内)

「家族運転の自動車」299人と最も多く、次いで「本人運転の自動車」234人、「徒歩」135人、「タクシー」87人となっています。(単位：人)



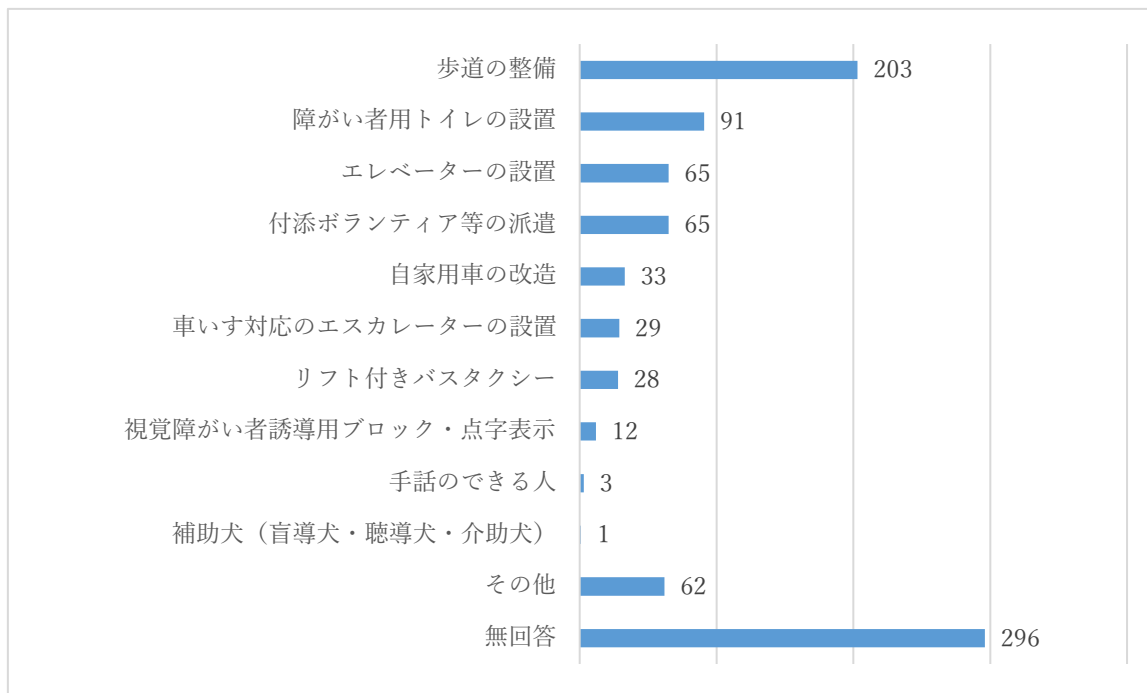
② 外出する上で、又は外出しようとする上で困ることは何か(3つ以内)

「費用がかかる」120人と最も多く、次いで「利用できる交通機関がない」97人、「道路や駅に階段や段差が多い」84人となっています。(単位：人)



③ 外出のために整備してほしいものは何か。(3つ以内)

「歩道の整備」203人と最も多く、次いで「障がい者用トイレの設置」91人、「エレベーターの設置」・「付添ボランティア等の派遣」それぞれ65人となっています。(単位：人)



(8) 文化・スポーツ活動について

① 現在、何か文化活動やスポーツ活動をしているか。

「している」と回答した方のうち、活動内容は「グラウンドゴルフ」が一番多く、ほかには「音楽 (演奏・鑑賞等)」、「ダンス」等の回答がありました。

② 今後、やってみたい文化活動やスポーツ活動があるか。

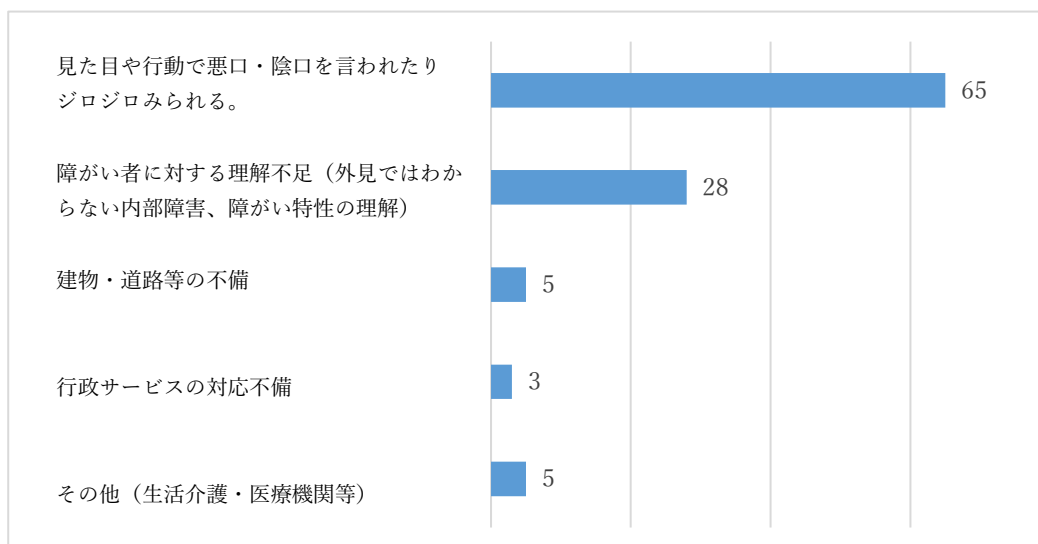
「ある」と回答した方のうち、活動内容は「グラウンドゴルフ」が多く、ほかには「音楽 (演奏・鑑賞等)」、「書道・パソコン・お菓子づくり」等の回答がありました。

(9) 周囲の人々との関係について

障がいがあるために差別を受たり、いやな思いをしたことがあるか。

143 人の方が、「よくある」、「時々ある」と回答されています。そのうち 106 人の方から具体的に回答をいただいています。

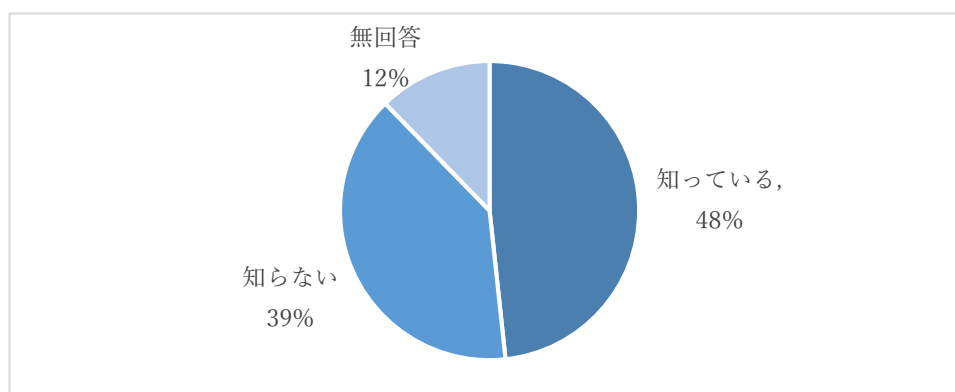
(単位：人)



(10) 災害時の備えについて

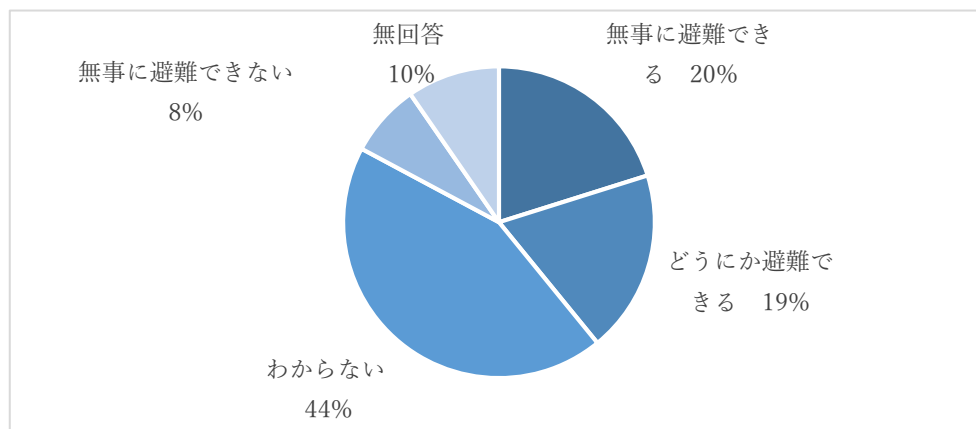
① 災害が起こった場合の避難場所、避難経路を知っているか。

「知っている」48%、「知らない」39%となっています。



② 災害が起こった場合、無事に避難できると思うか。

「わからない」44%、「無事に非難できる」20%、「どうにか避難できる」19%名、「無事に非難できない」8%となっています。



(1 1) 障がい者施策の現時点での重要度 (極めて重要との回答上位5項目)

物価高騰の影響等があり所得補償、医療費の軽減、移動支援の充実等が極めて重要との回答が多くなっています。上位5項目は以下のとおりです。

- ・年金などの所得補償の充実
- ・病気にかかりやすいので医療費の軽減
- ・自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援の充実
- ・障がい者の雇用、就業の促進
- ・障がいの早期発見、早期治療や在宅医療、訪問看護などの保健医療の充実

(1 2) 福祉サービスについて、現時点での利用状況 (利用している場合は、利用の「充足度」) について

足りないとの回答が多かった上位5項目は、下記のとおりです。

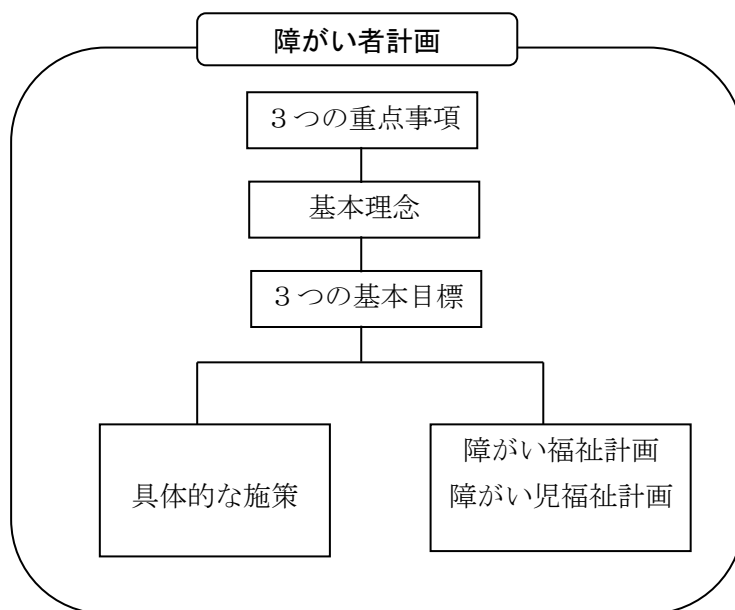
- ・療養介護施設入所
- ・障がい児訪問サービス
- ・ショートステイ (短期入所)
- ・就労移行支援、就労継続支援
- ・障がい児通所サービス

第3章 第2次武雄市障がい者計画

1 計画の重点事項等

< 1 > 施策の体系

本計画は、第2章の現状を踏まえ、3つの重点事項と基本理念、そして3つの基本目標をもとに具体的な施策を展開していきます。



< 2 > 計画の重点事項

本計画の策定に当たっては、特に以下の項目に重点を置いて策定しました。

(1) 障がい者の視点での支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、各種制度・機関等を「つなぐ」ことで切れ目のない支援を行います。

(2) 地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず全ての人が平等に基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしく、生まれ育った住み慣れた地域で、地域社会の一員として生活できる社会の実現を目指します。

(3) 障がい者の安全・安心な生活や権利の保障

災害時に障がい者の被害を最小限にするために、地域防災の充実に努めます。また、障がい者に対する差別の解消や虐待防止、合理的配慮の取り組みを実施します。

2 計画の基本理念・目標・体系

< 1 > 基本理念

本計画では、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します。

また、武雄市地域福祉計画では、他の福祉計画や関係機関等、そして地域住民が「つながっていく」ことを基本理念としています。この「つなぐ」と「地域共生社会の実現」と合わせて、本計画の理念を次の通りとします。

人と地域がつながり誰もが共生できるまちづくり

< 2 > 基本目標

本計画は、「3つの重点事項」及び「基本理念」を踏まえ、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 地域で安心して暮らせる仕組みづくり

障がい者が安心して快適な生活を送るためには、いろいろな制度や関係機関の連携が必要です。それらを「つなげていく」ことを念頭に置き、その人にあった支援やサービスの提供を行います。

基本目標2 就労と社会参加を通じての生きがいづくり

障がい者の働く意欲の醸成を図り、一般就労や福祉的就労の機会を創出します。また、文化芸術活動やスポーツなどを通じて社会参加を促進して、障がい者が生きがいを実感できる環境を創出します。

基本目標3 誰もが生き生きと活躍し共生できるまちづくり

障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体や様々な活動を通じて、障がいや障がい者についての理解促進を図ります。

どんな境遇であっても幸せに暮らせるまち、誰ひとり取り残さないまちづくりに取組みます。

< 3 > 計画の体系

基本目標	施策分野	具体的な施策
基本目標 1 地域で 安心して 暮らせる仕 組みづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障がい福祉サービス等の充実
	2 療育・教育体制	(1) 発達障がい児の早期発見・早期療育の充実 (2) 学校教育との連携、インクルーシブ教育の推進
	3 保健・医療	(1) 保健・医療の充実 (2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援 (3) 難病患者への支援 (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
	4 生活環境	(1) 心のバリアフリーの促進 (2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進 (3) 「パーキングパーミット制度」の普及促進
	5 安全・安心	(1) 災害等における安全確保、支援体制の構築 (2) 防犯対策の推進 (3) 感染症が発生した時の支援体制の構築
基本目標② 就労と社会 参加を 通じての 生きがいつ くり	1 雇用・就業 経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援 (3) 福祉的就労の充実 (4) 経済的自立の支援 (5) 物品調達推進
	2 文化芸術活動・スポーツ	(1) 文化活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーションの推進 (3) 障がい者団体への支援 (4) スポーツに親しめる環境の整備 (5) 全国障害者スポーツ大会に向けて
	3 情報アクセシビリティ ※アクセシビリティ…施設・設備、情報、 サービス、制度等の利用しやすさ	(1) 情報提供の充実等 (2) 意思疎通（コミュニケーション）支援の充実
基本目標 3 誰もが 生き生きと 活躍し 共生できる まちづくり	1 差別解消及び権利擁護	(1) 差別の禁止及び合理的配慮の提供 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 日常生活自立支援事業の活用 (5) 地域生活支援拠点の整備
	2 広報・啓発活動	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 障がい及び障がい者理解の促進

3 具体的な施策

基本目標 1

地域で安心して暮らせる仕組みづくり

1 生活支援

【現状と課題】

障がい者の状況は様々であり、障がいの部位や障がいの程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって悩みや問題は異なります。障がい者が地域で安心していきいきと暮らすためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

障がい者が快適な生活を送るためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。介護をされている家族の負担にならないよう、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の充実を図り、障がい者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

また、障がい者が地域で孤立することなく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する不安が少なくなり、日常生活の行動範囲が拡大し、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていきます。

【具体的な施策】

(1) 相談支援体制の充実

障がい者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、相談に適切に対応できるように相談支援専門員のスキルアップの研修などを行います。

令和4年度に重層的支援体制整備事業への取組みとして、「福祉まるごと相談窓口」を設置しました。障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、子どもなど分野を越えた、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための支援を行うとともに、各支援機関の連携強化を図ります。

また、新たな課題となっているヤングケアラーへの支援についても、学校や関係機関との連携を図り、その家族やヤングケアラーの状況を考慮した必要な支援、適切な福祉サービスにつなげられるように取り組みます。

＜事業等＞

① 相談対応：関係機関等と連携した支援体制の構築

障がい者等が抱える生活課題の相談に応じ、関係機関が連携して解決へ向けた支援を行います。必要に応じて支援会議等を開催し、課題の共有や支援の方向性の確認、各機関の役割分担を行い、連携強化を図ります。

② 杵藤地区自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化

この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方についての協議を通して、杵藤地区管内の市町及び相談支援センター、サービス提供事業所、支援学校など関係機関が連携し、相談支援及びサービスのシステムづくりの充実を図ります。

③ 研修の実施：相談支援センター等の相談機関とスキルアップのために研修を行います。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

居宅での食事介助や入浴補助などのサービスの充実を図ります。

また、地域で安心して暮らし続けるために、グループホームなど居住の場を確保し、障がい者が生きがいをもって生活できるよう、日中の活動の場の創出を図ります。

障がい者の機能回復や医療費の負担軽減を図るためには、医療費の個人負担への一部給付や、障がい者の日常生活や社会参加にとって必要不可欠な福祉用具の普及促進を図ります。

＜事業等＞

① 居宅での生活を中心とした人へのサービスの充実

② 安心して暮らせる住まいの確保

③ 日中活動の場の確保

④ 移動・外出の支援

⑤ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付等

⑥ 補装具の給付や日常生活用具の給付

※具体的な施策の内容は、「第4章武雄市障がい福祉計画」に掲載しています。

2 療育・教育体制

【現状と課題】

本市では、発達障がい児の早期発見・早期療育の重要性を鑑み、平成 31 年 4 月、「発達障がい児支援室」（現「こども家庭課子育て相談係」）を設置しました。乳幼児健診での早期発見に加え、巡回相談や関係機関との連携、調整を行い、医療機関や療育訓練につないできました。

障がい児支援においては障害種別にかかわらず、その子どもの置かれた環境にも配慮しながら個々に応じたサービス提供ができるよう、また、こどもまんなか社会（※1）の視点に立った支援を行うため、各関係機関とのさらなる連携強化が求められます。

インクルーシブ教育（※2）の推進にあたっては、障がいのある子どもが他の子どもと教育を受ける権利を守るため、合理的配慮を含む必要な支援を受けられることが重要です。また、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

※1 こどもまんなか社会・・・令和 5 年 4 月創設の「こども家庭庁」が目指す政策。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に捉える社会。

※2 インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。

【具体的な施策】

（1）発達障がい児の早期発見・早期療育の充実

子どもの発育・発達を確認するため乳幼児健診において、疾病や発達障がいを早期に発見し、医療や療育訓練につなげます。

＜事業等＞

- ① 乳幼児健診の実施
（4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳 6 か月児健診）
- ② 療育訓練（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問等）の実施
- ③ 新入学時検診
- ④ 就学相談
- ⑤ 心理相談支援
- ⑥ こころとことばの相談
- ⑦ ペアレント・プログラム
- ⑧ 公認心理師による園・学校巡回相談

※具体的な施策の内容は、「第 4 章武雄市障がい児福祉計画」に掲載しています。

(2) 学校教育との連携、インクルーシブ教育の推進

庁内関係課による「教育と福祉の連携会議」を定期的に行い、学校教育と福祉が連携し、幼児期から学童期、進学・就労までの伴走型支援に取り組んでいます。今後も、学校教育から社会にスムーズに移行できるよう、学校・行政・公共職業安定所・企業の連携を強化し、障がい児の状況に適した進路指導を行います。

<事業等>

- ① 関係機関とのネットワークの構築
- ② 地域連携推進マネジャーの配置
- ③ 学校・市・市相談支援センター等が連携した支援会議の実施

3 保健・医療

【現状と課題】

生活機能の低下を引き起こす要因として、脳血管疾患、虚血性心疾患等の生活習慣病が増加しています。その基礎疾患には高血圧、高脂血症、糖尿病等が多くみられます。これらの疾病による障がい者が増加しており、人工透析患者も年々増加傾向にあります。

市で実施している特定健診結果を活用した保健指導などにより、生活の質を保ちながら日常生活を送ることができるような対策が必要です。

また、医療の進歩により、日常的に医療的ケアを必要とする障がい者・障がい児が増加する中、保健・医療・福祉の連携した支援体制が必要です。

【具体的な施策】

(1) 保健・医療の充実

武雄市健康増進計画及び保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、乳幼児期から高齢期までの世代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

＜事業等＞

- ① 特定健康診査の実施及び受診率の向上
- ② 特定保健指導の実施及び保健指導率の向上

(2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援

医療的ケア児については専門相談窓口を設け、ご家族の不安軽減に努めています。医療的ケアを要する障がい者・障がい児がそのライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療・保健・福祉等の連携を促進します。また、看護する家族の負担を軽減する取り組みを推進します。

＜事業等＞

- ・レスパイト事業の実施

(3) 難病患者への支援

難病患者やその家族への負担軽減等を図るため、保健及び医療、福祉が連携した体制の充実に努めます。

＜事業等＞

- ・障がい福祉サービス等の提供の促進

(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

障がいの原因となる疾病や状態は多岐にわたり、それらを予防または治療する方法も病態や要因によって異なります。

先天的な疾病や障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、糖尿病、高血圧、心臓病などの慢性的な疾患は、適切な生活習慣や医療管理が重要です。重症化を予防するためにも市民が自分の健康に関心を持ち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

<事業等>

- ① 各種健康診査における体制の充実
- ② 各種保健相談

4 生活環境

【現状と課題】

障がい者が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は、共生社会においてはあってはならないものであります。障がいのある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在であります。

そのためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障がい者に対する差別を行わないように徹底していくことが重要です。「障がいの社会モデル」(※1)をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要です。

また、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザイン(※2)のまちづくりを推進していく必要があります。

アンケートの結果、ハード面では「外出のために整備してほしいもの」として「歩道の整備」、「障がい者用トイレの設置」、「エレベーターの設置」との意見がありました。また、ソフト面(心のバリアフリー)では、情報の障壁を取り除く(情報のバリアフリー)取り組みなどが重要との意見がありました。

※1 「障がいの社会モデル」・・・「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務という、障害者権利条約に反映された理念。

※2 ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

【具体的な施策】

(1) 心のバリアフリーの促進

ユニバーサルデザインに基づき、ハード面だけでなく住民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取り組みを行います。

<事業等>

- ① 学校教育における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ② 企業等における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ③ 地域における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ④ ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発

(2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進

障がいのある人もない人も積極的に地域に出て、自由に行動し、生活できるよう、バリアフリートイレの設置や点字ブロックの敷設、歩道の段差解消や歩車道の分離など、道路・公共施設・公園等におけるバリアフリー化を推進します。

<事業等>

公共施設などの整備・改善

(3) 「パーキングパーミット制度」の普及促進

身障者用駐車場を本当に必要な人のために確保する制度が「佐賀県パーキングパーミット制度」です。対象となる方に「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、身障者用駐車場の適正利用を図る制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

<事業等>

広報等による周知



【ヘルプマーク】



【身障者用駐車場利用証】

5 安全・安心

【現状と課題】

障がい者を大規模災害等から守るためには、個々の障がい者の特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所などでの対応が必要です。

また、災害時における支援として、入浴支援や医療的ケア児を対象とした避難訓練を実施しています。今後も、関係機関と連携し継続して行っていきます。

障がいにより判断能力が不十分な方においては、消費者トラブル等の犯罪被害や事故に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障がい者に配慮した取り組みが不可欠です。

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、障がい者本人だけでなく家族にも影響が大きいものでした。感染したことにより支援が受けられなくなったり、感染拡大防止に伴う自宅待機などは、介護者の負担に直結しました。障がい者、家族が安心できる支援体制づくりが必要です。

【具体的な施策】

（1）災害等における安全確保、支援体制の構築

災害時や緊急時の障がい者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強化します。避難所において、障がいの特性に応じた配慮を行い、障がい者や家族に対して、避難所の場所や避難方法など、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、市内の福祉施設と協定を締結し、入浴の際に配慮が必要な方への入浴支援を行います。

<事業等>

- ① 障がい者に対する防災訓練への参加促進及び障がい者を対象とした各種避難訓練
- ② 要配慮者（※1）に配慮した避難先・場所の整備（要配慮者スペース、福祉避難所等）
- ③ 避難行動要支援者名簿（※2）の整備及び個別避難計画作成の促進
- ④ 要配慮者が情報を把握しやすい環境及び情報が伝わりやすい環境の整備
- ⑤ 医療的ケア児の個別避難計画作成や避難訓練の実施

※1 要配慮者…災害時において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など災害発生時に必要な情報を把握したり、ひとりで避難することが難しい、避難生活が困難な人。

※2 避難行動要支援者…要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。武雄市では要介護1以上等の条件に該当する人のうち、避難行動要支援者名簿への記載につい

て同意を得た人のみを名簿に記載している。

(2) 防犯対策の推進

障がい者を犯罪等から守るために、日ごろから関係機関と連携し、防犯対策を行います。

<事業等>

- ① 消費生活センターと連携した支援
- ② 警察や民生委員・児童委員等との連携

(3) 災害や感染症が発生した時の支援体制の構築

災害や感染症等による社会活動を自粛するような非常事態であっても障がい者の支援が滞ることがないように関係機関と協力し継続して支援できる体制づくりに努めます。

<事業等>

- ① 切れ目のない支援のための居場所の確保
- ② 継続した在宅支援のための体制づくり
- ③ 感染症予防のための衛生資材等の支給

基本目標 2

就労と社会参加を通じての生きがいづくり

1 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

近年、障がい者の勤労意欲が高まっている中、より多くの障がい者の雇用を促進し、障がい者が生まれ育った地域において、経済的に自立していきいきと暮らせる社会を目指すことが重要です。

障がい者の雇用促進を図るためには、民間企業等の雇用する側の障がい者への理解が不可欠です。平成 30 年度から関係機関と連携し「事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナー」、「障がい者就職説明・面接会」を開催し、障がい者の就労に繋げています。しかし、就労した後の定着に課題があるところです。

【具体的な施策】

(1) 障がい者雇用の促進

民間企業等による障がい者雇用の拡大・定着に向け、民間企業等の意向等を把握し、障がい者の理解・啓発を実施します。

<事業等>

- ① 事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナーの開催
- ② 障がい者就職説明・面接会の開催
- ③ 理解・啓発講演会の開催

(2) 総合的な就労支援

障がい者の障がいの特性及び民間企業等の意向などに配慮しながら、その両者を結び付ける取組を行います。また、就労後の定着に向けた支援を充実します。

<事業等>

- ① 障がい者と民間企業とのマッチングの実施
- ② 関係機関等との就労支援会議の実施
- ③ ジョブコーチの派遣

※関係機関等

就業・生活支援センター、ハローワーク、県就労支援室、市商工会議所、市商工会、市福祉課、相談支援センターなど

(3) 福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者の訓練の場として、福祉的就労の促進を図ります。

また、福祉的就労から一般就労に移行された人に対して、就労後の定着に向けた支援を行います。

<事業等>

- ① 就労移行支援事業の推進
- ② 就労継続支援事業の推進
- ③ 地域活動支援センターの推進
- ④ 就労定着支援事業の推進

(4) 経済的自立の支援

障がい者が経済的に自立した生活を送るために、年金や手当等の制度への理解が十分でないことにより、年金や手当等を受け取ることができないことのないよう、制度の周知や申請についての支援を行います。

障がい者に対する税制上の優遇措置など各種制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。また、市社会福祉協議会や生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターとも連携しながら支援を行います。

また、障がい者の負担軽減を図るため、医療費の個人負担の一部助成を行います。

<事業等>

- ① 障害者年金申請の支援
- ② 各種手当の申請の支援及び支給
(特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)
- ③ 税制上の優遇措置の周知
- ④ 公共料金（JR・バス運賃・タクシー料金等）の割引等の周知
- ⑤ 生活福祉資金貸付及び福祉サービス利用援助事業の促進
- ⑥ 家計相談等の実施
- ⑦ 重度心身障害者医療費助成

(5) 物品調達の推進

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。「武雄市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

<事業等>

- ① 障がい者就労施設等への発注のあっせん・仲介を行っている佐賀県共同受注支援窓口の積極的に活用
- ② 障がい者就労施設等への調達情報の積極的な提供

2 文化芸術活動・スポーツ

【現状と課題】

障がい者が地域の中で豊かな生活を送るためには、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の活動が重要です。障がい者や障がい者団体などによる、文化芸術活動等への取り組みを支援します。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）が2019年（令和元年）に施行されました。障がいの有無にかかわらず、全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、図書館の利用に係る整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、読書環境の整備に取り組む必要があります。

スポーツについては、2024年（令和6年）に佐賀県において全国障害者スポーツ大会が開催されます。この大会は、これまでのパラスポーツにおける普及・啓発に加え、「する」「みる」「支える」といった様々な側面から関わりやすい環境づくりをさらに進める絶好の機会でもあります。そうした中、大会後も継続して障がい者の社会参加を促す取り組みが必要となります。

【具体的な施策】

（1）文化活動の推進

障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。

<事業等>

- ① 文化芸術活動の情報や発表の場の提供
- ② 文化芸術にふれる機会の創出

（2）読書バリアフリーの促進

読書は、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得るだけでなく、教育や就労を支えるうえで欠かせないものです。障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく読書に親しめる環境整備に努めます。

<事業等>

読書バリアフリー法に基づいた読書環境の整備

（3）スポーツ・レクリエーションの推進

障がいがあっても気軽にスポーツ活動に取り組めるように、情報提供や支援体制づくりに努めます。障がい者や多くのボランティアの方々などが集い、楽しくスポーツ・レクリエーションができる機会を創出します。

<事業等>

チャレンジドスポーツ大会の実施

(4) 障がい者団体への支援

障がい者団体に取り組むスポーツ・レクリエーションに対し、支援を行います。

<事業等>

- ① 武雄市スポーツ全国大会等出場奨励金の交付
- ② 障がい者スポーツ（ニュースポーツ）の体験指導

(5) スポーツに親しめる環境の整備

障がいのある人の健康維持・増進を図るため、佐賀県障害者スポーツ協会等の各種関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援し、活動結果の発表の場として、障がい者のスポーツ大会等への参加を促進します。

<事業等>

- ① スポーツ活動を通じた交流の場の提供
- ② 各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知

(6) 全国障害者スポーツ大会に向けて

2024年（令和6年）佐賀県において全国障害者スポーツ大会が行われ、武雄市ではオープン競技として「スポーツウエルネス吹矢」が開催されます。

障がい者を含め、全国からの来訪者に対し、全市民が「おもてなしの心」で接し、選手の受け入れ体制の充実に努めます。

<事業等>

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催周知
- ② ボランティアスタッフの育成
- ③ 手話奉仕員養成研修講座の実施
- ④ 要約筆記者養成研修講座の実施

3 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障がい者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がい者に確実に伝えるため、日頃から、障がいの特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）においては、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とされています。

【具体的な施策】

（1）情報提供の充実等

障がい者が、必要とする情報にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報機器通信・サービス等の企画など、情報アクセシビリティの向上の推進に努めます。

<事業等>

- ① 主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等の推進
- ② 市広報誌等、視覚・聴覚等の障がい者へ配慮した情報提供
- ③ 障がい者が利用しやすいよう配慮した行政情報の電子的提供
- ④ ウェブアクセシビリティ（※1）の向上等に向けた取組

※1 ウェブアクセシビリティ・・・障がい者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

（2）意思疎通（コミュニケーション）支援の充実

本市では、令和3年に「武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行しており、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及、コミュニケーション支援者の養成及び確保に努めます。

聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するために、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成に努め、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

<事業等>

- ① コミュニケーション支援ボードの市内店舗等への設置
- ② 市役所窓口への筆談ボードの設置

- ③ 市民向けのワンポイント手話の放送
- ④ 市長の記者発表時における手話通訳の導入
- ⑤ 手話動画の作成及び市内学校等への普及

基本目標 3

誰もが生き生きと活躍し共生できるまちづくり

1 差別解消及び権利擁護

【現状と課題】

障がい者を対象としたアンケート調査結果をみると、差別を受けたり、いやな思いをしたことが「よくある」「時々ある」と回答した方は143名となっており、依然として障がい者に対する差別や無理解を感じる障がい者が少なくないことがわかります。

今後、ますます障がい者の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面で差別がなくなるよう広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発活動を行い、障がい者が自立した生活を営み、自分の生き方を自由に選択できるよう、その人の権利を尊重していくまちづくりが求められています。

障がい者の権利が侵害されることなく、安心して生活を送るためには、虐待の防止及び支援体制の整備が必要です。

障がい者の中には、十分な意思表示や自己決定、金銭管理が困難な人もいます。家族などの支援者がいない人に、適切な支援が受けられるような体制づくりが必要です。

【具体的な施策】

(1) 差別の禁止及び合理的配慮の提供

障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図り、国の基本指針を踏まえ、障害者差別解消法に基づく取組を推進し、障がいを理由とする差別解消に努めます。

<事業等>

- ① 差別解消及び合理的配慮の啓発のための研修の実施
- ② 行政サービスにおける合理的配慮の提供
- ③ 広報やイベント等を通じての「障害者週間」の周知
- ④ 障がいの特性に応じた選挙等に関する情報提供
- ⑤ 司法手続き等における意思疎通手段の確保

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、地域や関係機関等との連携を強化し、障がい者の権利擁護を図ります。

<事業等>

- ① 市障がい者虐待防止センターを中心とした関係機関等との研修
- ② 虐待防止に関する広報・啓発
- ③ 虐待時における一時保護

(3) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利を守ることができるように、成年後見制度の普及及び啓発を図り、また、成年後見人制度の利用促進のため中核機関の設置に取り組みます。

<事業等>

- ① 制度の普及・啓発の実施
- ② 成年後見制度に関する相談支援・助成支援
- ③ 成年後見人等の担い手の確保（法人後見人・市民後見人等）

(4) 日常生活自立支援事業の推進

知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業を推進します。

<事業等>

- ① 日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ② 福祉サービスの利用援助
- ③ 苦情解決制度の利用援助
- ④ 日常生活上の消費契約及び行政手続に関する援助

(5) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を促進します。

<事業等>

- ① 緊急時の受け入れ先の確保
- ② コーディネーターの育成

2 広報・啓発活動

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、ともに暮らしやすい社会を実現するためには、障がい者が受ける制限が社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの社会全体の理解を深めていくことが重要です。

障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。

【具体的な施策】

（1）広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広めるため、市のホームページ（たけおポータル）や広報誌、パンフレット等により、広報・啓発を行います。

企業、民間団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。

<事業等>

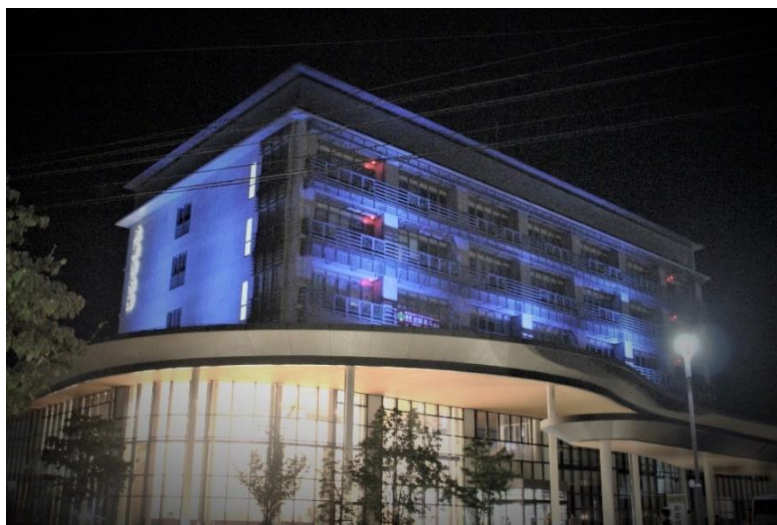
たけおポータルや広報誌などを通じた広報・啓発活動

（2）障がい及び障がい者理解の促進

障がいや障がいのある人への理解を深めるため、関係機関やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援します。

<事業等>

- ① 広報やイベント等を通じての「障害者週間」の周知
- ② 「手話言語の国際デー」市役所庁舎のブルーライトアップを実施



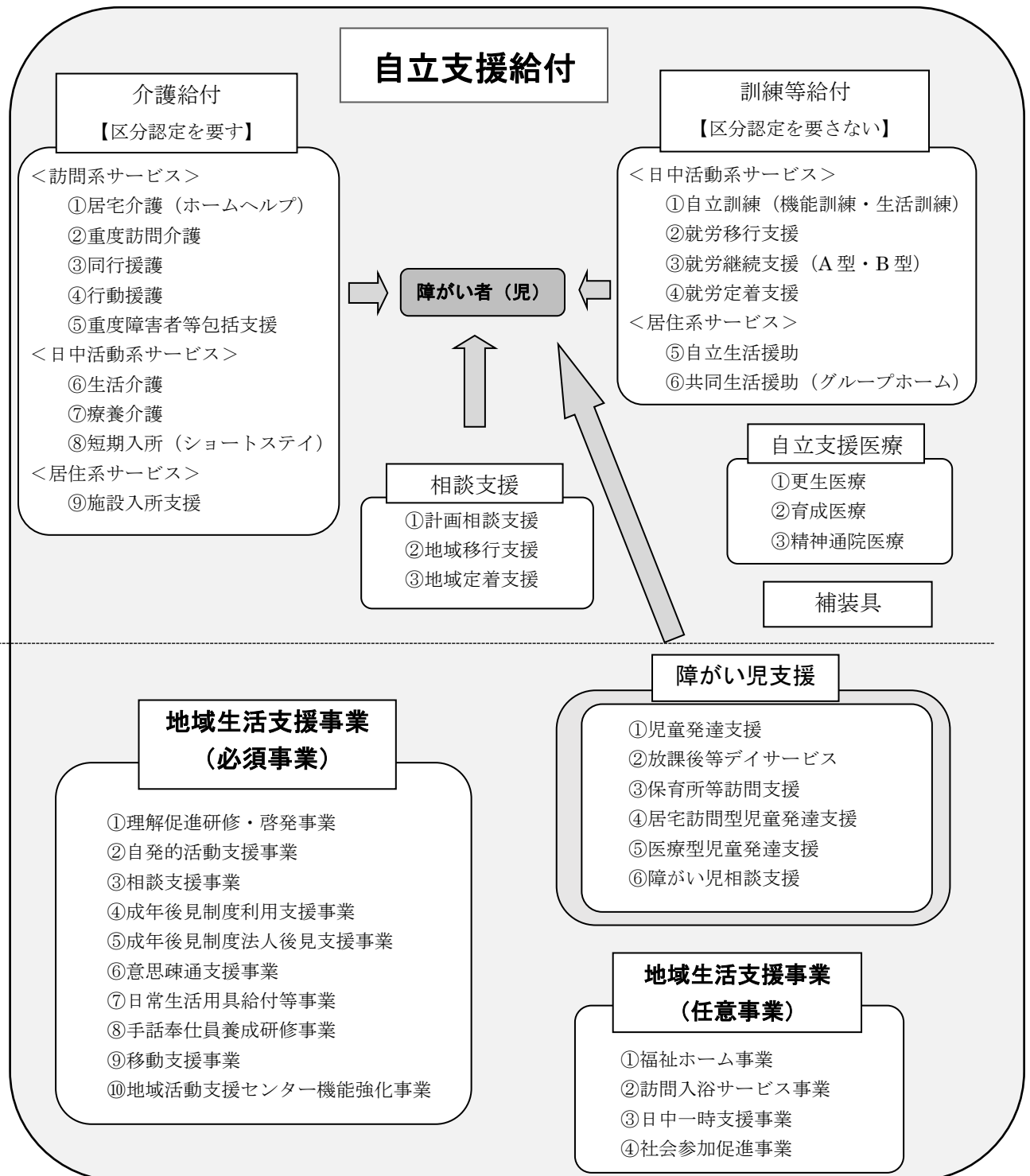
9月23日「手話言語の国際デー」ライトアップ

第4章 第7期武雄市障がい福祉計画・第3期武雄市障がい児福祉計画

1 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援の体系を下図に示します。

障がい福祉サービスは、国の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性に応じて市が実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。



2 令和8年度の成果目標

第6期武雄市障がい福祉計画・第2期武雄市障がい児福祉計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。

第7期武雄市障がい福祉計画・第3期武雄市障がい児福祉計画では、これまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定します。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

目標① 施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

【目標数値の考え方】

令和8年度末時点の施設入所者数77人については、令和4年度末時点の入所者数82人から、国が示す5%以上である5人を削減することを目標に数値を設定します。

また、地域生活移行者については、令和4年度末時点の入所者数82人のうち、国が示す6%以上である5人が地域生活に移行することを目標に数値を設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数(A)	82人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標数値】 令和8年度末の入所者数(B)	77人	令和8年度末現在の施設入所者数
【目標数値】 削減見込(A-B)	5人 5%以上	差引減少見込み数 減少率
【目標数値】 地域生活移行者数	5人 6%以上	施設入所からGH等への移行見込み数 地域移行率

【評価・課題】

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者(80人)の6.8%(5人)を地域移行することを目標としていましたが、令和4年度末までの地域移行者は3人とどまっています。

本計画では引き続き、グループホーム等の利用促進や訪問系・日中活動サービスを充実させ施設入所者の地域生活への移行を支援します。

目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：
325.3日以上
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を設定する
- 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、
1年後 91.0%以上

【目標数値の考え方】

本市では、保健・医療・福祉関係者などで構成する杵藤地区自立支援協議会において、精神障がいに関する協議の場を設置し、連携強化を図ってきました。

今後も、定期的に協議を重ね、より一層、機能の強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標数値】 精神病床から退院後1年以内 の地域における生活日数	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度目標 311日)
【目標数値】 精神病床における1年以上長 期入院患者数	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度目標 減少させる)
【目標数値】 精神病床における早期退院率	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度の退院目標率： 3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、 1年後 92%以上)
【目標数値】 協議の場の開催日数	7回	精神ネットワーク部会 (杵藤地区自立支援協議会)

【評価・課題】

杵藤地区自立支援協議会において精神ネットワーク部会を設けており、今後も継続して協議を重ね機能強化を図っていくことが必要です。

精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会（誰一人取り残さない社会）を構築していくことが重要となっています。

目標③ 地域生活支援の充実

<国の基本指針>

- 各市町村において地域生活支援拠点等（※1）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

【目標数値の考え方】

本市では国の方針に基づき、関係機関と連携して地域生活支援拠点を設置しており、年に1回以上検証・検討を行い、機能充実に努めます。

また、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、杵藤地区自立支援協議会において支援体制の整備について協議を進めていきます。

項目	数値	考え方
【目標数値】 地域生活支援拠点等の設置数	2か所	1か所設置済
【目標数値】 地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施回数	年1回 以上	運用状況の検証・検討
【目標数値】 強度行動障害を有する者に 関しての支援	年1回 以上	杵藤地区自立支援協議会において協議

【評価・課題】

地域で障がい者等やその家族が安心して生活するためには、緊急時すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であることから地域生活支援拠点を設置しています。運用状況としては、令和4年度に1件、緊急一時保護を行いました。

実績は、1件であったものの方が一利用できなかった時のことを考え、障がい者等の地域生活を支援する体制の充実を図るため、拠点等の整備を推進していくことが必要です。

※1 地域生活支援拠点等・・・障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がい者にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者やその家族の緊急事態に対応できる場所

目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

【目標数値の考え方】

令和3年度の一般就労移行者数は1人にとどまっています。令和8年度には、2人以上が一般就労に移行できることをめざし、事業所への支援や「障がい者雇用事業所向けセミナー」、「障がい者就職説明・面接会」を継続して開催します。

また、就労定着支援事業の利用促進を図り、より多くの方が就労に定着できるよう関係機関と連携し支援していきます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和3年度に福祉施設から一般就労への移行者数	1人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標数値】 令和8年度に福祉施設から一般就労への移行者数	2人以上	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標数値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	就労移行支援事業所の5割以上	既存の事業所1か所
【実績】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標数値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	2人以上	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する者の数
【目標数値】 就労定着支援事業終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所2割5分以上	既存の事業所2か所

【評価・課題】

障がい者雇用事業所向けセミナー、障がい者就職説明・面接会を平成30年度から開催していますが、福祉施設から一般就労への移行者数はなかなか増えておらず、また、移行しても就労の定着に結びついていないのが現状です。

安心して働き続けることができるよう、障がいのある人の就労を促進するために、障がいのある人と事業所、関係機関との連携などをさらに進めていく必要があります。

目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針>

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（イルクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

【目標数値の考え方】

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに1事業所が設置されており、今後もその利用促進を図っていきます。

また、医療的ケア児の支援については、杵藤地区自立支援協議会における「医療的ケア児支援運営会議」で課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置体制に向けた協議を行います。

項目	数値	考え方
【目標数値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	既存のセンター有
【目標数値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	2か所	既存の事業所1か所
【目標数値】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	杵藤地区自立支援協議会において設置済
【目標数値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	杵藤地区自立支援協議会において配置体制について協議

【評価・課題】

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和元年度に1事業所が設置されました。

医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための連絡・調整の場として、杵藤地区自立支援協議会「医療的ケア児支援運営会議」において、現状や課題を共有しました。

今後はさらに、ニーズの高い在宅レスパイト事業や通所事業所の整備等、不足している医療的ケア児の支援について、協議を進めていく必要があります。

目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

【目標数値の考え方】

武雄市相談支援センターを中心に、様々な障がいの種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会において相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【目標数値】 基幹相談支援センターの設置	1か所	杵藤地区自立支援協議会で協議し圏域での設置を目指す
【目標数値】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施中	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催
【目標数値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件以上 ／年	令和8年度末において目指す専門的な指導・助言件数
【目標数値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8回／年	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催
【目標数値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回／年	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催

【評価・課題】

障がい福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成が必須となり、その計画の内容を関係機関が共有しながら、障がい者の意向が尊重された適切な支援につなげられるよう、相談支援体制の充実を図りました。

現在、市内では6つの相談支援事業所において障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画を作成しています。

一方で、障がい児へのサービス提供における障害児支援利用計画については、3月と4月に新規申請が多く、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が決まるまでセルフプランとなるケースがあり、更新時期等の見直しや相談支援事業所のさらなる充実が求められています。

目標⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針>

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【目標数値の考え方】

県が実施する研修等へ積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や県の指導監査の結果を杵藤地区自立支援協議会で共有することで、障がい福祉サービスの質の向上につなげていきます。

項目	数値	考え方
【目標数値】 県が実施する市町職員に対する研修への参加人数	2人以上	市職員が参加
【目標数値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回以上	杵藤地区自立支援協議会において審査結果を共有できる体制づくり
【目標数値】 県が実施する指導監査の結果共有回数	1回以上	杵藤地区自立支援協議会において指導監査の結果を共有できる体制づくり

【評価・課題】

障がい福祉サービスの質の向上につなげるため、県が実施している障がい福祉サービス等指導監査連絡会議、研修等に参加しています。

また、審査結果や指導監査結果の共有については、杵藤地区自立支援協議会で体制づくりまでは至っていないものの、杵藤地区自立支援協議会に参加している自治体担当者で協議・検討を行っています。

3 障がい福祉サービス等における見込量

< 1 > 訪問系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
居宅介護	障がい者等の自宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除・調理などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する人に対して、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	90	97	102	107	112	117
	時間/月	1,861	2,073	2142	2,247	2,352	2,457
重度訪問介護	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—
同行援護	人/月	9	9	9	10	10	10
	時間/月	60	68	68	80	80	80
行動援護	人/月	14	15	16	17	18	19
	時間/月	413	380	400	425	450	475
重度障害者 等包括支援	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—
訪問系 サービス計	人/月	113	121	127	134	140	146
	時間/月	2,334	2,521	2,610	2,752	2,882	3,012

(3) 見込量確保の方策

1人当たりの利用時間の増加と、施設入所者や長期入院者の地域移行などによる利用者の増加が想定されるため、県などと連携しながら障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、現在、利用実績はないものの、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

<2> 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上のため、一定の支援や訓練を行います。 ・機能訓練：身体障がい者 ・生活訓練：知的障がい者・精神障がい者
就労移行支援	一般就労などを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ・A型：雇用契約に基づく就労 ・B型：雇用契約に基づかない就労
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅において介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	133	139	142	145	148	151
	人日/月	2,735	2,822	2,840	2,900	2,960	3,020
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	5	9	16	16	16
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	1	1	2	2	2
	人日/月	31	2	15	30	30	30
就労移行支援	人/月	11	5	6	7	8	9
	人日/月	150	82	96	112	128	144
就労継続支援 (A型)	人/月	68	63	65	67	69	72
	人日/月	1,372	1,275	1,300	1,340	1,380	1,420
就労継続支援 (B型)	人/月	197	217	226	235	244	253
	人日/月	3,607	3,927	4,068	4,230	4,392	4,554
就労定着支援	人/月	2	1	1	2	2	2
療養介護	人/月	17	16	16	17	17	17
短期入所	人/月	23	24	26	28	30	32
	人日/月	174	185	208	224	240	256

(3) 見込量確保の方策

生活介護については、医療的ケアや特別な支援を要する重度の障がい者の利用について、支援施設との協議・検討を行うとともに、障がい者が生活する身近な場所で利用ができるよう支援を行います。

自立訓練については、利用者のニーズや事業所の移行を尊重しつつ、障がい者が必要とする訓練の提供を受けられるよう、関係機関及びサービス提供事業所との調整を行います。

就労移行支援については、就労を進める上で重要なサービスであることから、サービス事業所に対して利用者数の拡大等を働きかけていく一方、事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がい者の一般就労への移行を促進します。

就労継続支援については、障がい者のニーズを把握し、障がいの状態に合わせた就労や日中活動が提供されるよう支援を行います。また、福祉的就労の場の確保、質的向上に向けた優先調達発注の促進に努めます。

就労定着支援については、令和6年度から令和8年度まで毎年度2名の一般就労を目指し、その方々の職場への定着支援に努めます。

療養介護については、新規利用者を的確に把握し、必要としている人にサービスが提供されるよう努めます。

短期入所については、利用したい時に利用できるよう、事業者間の連携を図りながらサービス提供体制の充実に努めます。

<3> 居住系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において、家事等の日常生活支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	82	87	89	99	105	111
施設入所支援	人/月	82	82	81	80	78	77

(3) 見込量確保の方策

自立生活援助については、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者へ、定期的な訪問等を実施し、本人の意思を尊重した地域生活へ向けた支援を行います。

共同生活援助については、施設入所者や長期入院者の地域移行の受け皿として、また、一人暮らしが困難な在宅の方の住まいとして、生活の基盤となる重要なサー

ビスです。障がい者のニーズを的確にとらえ、障がい者が地域で生活する居住の場を確保するため、積極的な情報提供など事業者の新規参入の促進に努めます。

施設入所支援については、施設入所者の地域移行を進めていくとともに、施設への入所が必要な障がい者が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

< 4 > 相談支援

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
計画相談支援	障がい者の障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画書を作成します。また、支給決定後、一定期間ごとに検証を行い、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	在宅で単身生活する人などに、常に連絡体制を確保し、障がい原因となって生じた緊急の事態などの場合に相談、緊急訪問等を行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	支給決定者 数(人)	508	525	527	529	531	533
	月平均利用 者数(人)	118	132	154	160	170	180
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	1	1	2	2	2

(3) 見込量確保の方策

障がい者の状況に応じたサービスの支給決定が行われるよう、計画相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとネットワークを強化し相談支援体制の充実に努めます。また、やむを得ずサービス等利用計画書をセルフプランで作成している人を段階的に削減していきます。

4 地域生活支援事業

< 1 > 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ります。

< 2 > 事業の内容、実績および見込量

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい特性をわかりやすく解説するとともに、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

障がい者本人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化に努めます。

サービス 種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業 (同機能強化 事業を含む)	実施 か所数	1	1	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

知的及び精神障がい者に対し、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、裁判所への申立てを行う親族がない場合に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）や後見人等の報酬の一

部を助成します。

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込者数 (人)	2	2	2	3	3	3

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話奉仕員を設置する事業などを実施します。意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

サービス 種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	実利用 見込者数 (人)	37	9	15	20	20	20
手話奉仕員設 置事業	実施か所 数人/月	1	1	1	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を行います。

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援 用具	実利用 見込者数 (人)	4	5	5	6	6	6

自立生活支援用具	実利用 見込者数 (人)	10	2	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	実利用 見込者数 (人)	3	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	実利用 見込者数 (人)	11	10	10	10	10	10
排泄管理支援用具	実利用 見込者数 (人)	97	94	94	100	100	100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用 見込者数 (人)	2	0	0	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、杵藤地区自立支援協議会構成市町共同で、日常会話程度の手話表現技術を習得できる手話奉仕員の養成研修を実施します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成研修事業	受講者 見込者数 (人)	0	1	4	10	10	10

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となっています。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実利用者 見込者数 (人)	63	63	65	67	69	71

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

様々な機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

Ⅲ型とは、概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者 見込者数 (人)	4	7	7	8	9	10

任意事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム 事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者 見込者数 (人)	1	1	1	1	1	1

② 訪問入浴サービス事業

外出が困難な重度の障がい者に対し、訪問入浴車により、利用対象者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴 サービス事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者 見込者数 (人)	3	3	3	3	3	3

③ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供するとともに、家族が就労するための支援及び障がい者を日常的に介護する家族の一時的な休養を確保するため、一時預かり事業を行います。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援 事業	実施箇所数	19	18	21	21	22	22
	実利用者 見込者数 (人)	40	46	47	48	50	52

④ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために障がい者スポーツ大会などを開催します。

また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなどの支援を行い、障がい者の社会参加促進を図ります。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者スポーツ大会開催等事業	実利用者 見込者数 (人)	0	0	150	200	200	200
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者 見込者数 (人)	6	9	10	10	10	10

※令和3年度・4年度の障がい者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となっています。

5 障がい児支援のサービスの見込量

< 1 > 障がい児通所支援事業

(1) サービスの内容

サービス種別	内 容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
医療型児童発達支援	小学校就学前の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者数 (人)	81	93	98	103	108	113
	人日/月	334	402	422	443	464	486
放課後等デイ サービス	利用者数 (人)	124	125	129	133	137	141
	人日/月	1,393	1,353	1,419	1,463	1,507	1,551
保育所等訪問 支援	利用者数 (人)	5	6	7	8	9	10
	人日/月	5	6	7	8	9	10
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

(3) 見込量確保の方策

教育、保育等の関係機関と連携するとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、障がい児の療育体制の充実や居場所づくりに努めます。

< 2 > 障がい児相談支援事業

(1) サービスの内容

障がい児が障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者の意向などを踏まえ、障がい児支援利用計画の作成及びモニタリングを行います。

(2) 見込量

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児 相談支援	支給決定者 数(人)	238	235	237	239	241	243
	月平均利用 者数(人)	58	53	63	69	73	77

(3) 見込量確保の方策

指定障害児相談支援事業所、関係機関などと連携を図り、障がい児通所支援サービスを適切に利用できるよう支援に努めます。また、やむを得ず「サービス等利用計画書」をセルフプランで作成している人を段階的に削減していきます。

6 自立支援医療制度

自立支援医療とは、身体障がい者（児）の心身の障がいを取り除いたり軽減したりするための医療で、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに分けられています。これらの医療を県の指定医療機関で受けたときに、医療費の自己負担が軽減されます。

< 1 > 更生医療見込量（対象：18歳以上の身体障がい者）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生医療	支払決定 実人員(人)	248	252	252	252	252	252

< 2 > 育成医療見込量（対象：18歳未満の身体障がい児）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
育成医療	支払決定 実人員(人)	20	18	18	18	18	18

< 3 > 精神通院医療見込量（対象：精神障がい者）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神通院医療	給付受給者 (人)	720	722	724	726	728	730

7 補装具の支給

身体障害者手帳をお持ちの方や、対象の難病等で一定の障がいの状態にある方に対し、日常生活や社会生活をより容易にするための「補装具」の購入や修理にかかる費用を支給しています。

補装具見込量

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
補装具	支給決定者 (人)	94	90	114	114	114	114

第5章 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、以下の項目により行っていきます。

1 市民・事業者・地域との協働

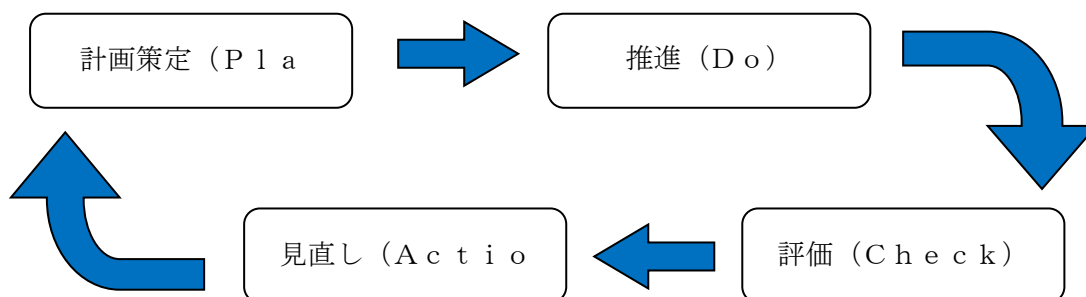
この計画は、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど様々な団体との協働体制を強化し、推進していきます。

2 庁内推進体制の整備

この計画は、教育、就労、保健・医療、建設などの全庁的な取り組みとして関係部署と連携し、推進していきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

この計画は、関係団体、地域住民の意見等を踏まえ評価、見直しをしながら推進していきます。



計画策定 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動をする
推進 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
見直し (Action)	考察に基づき、計画の目標、活動を見直しする

関係資料

【障がい者施策関連法令の主な動き】

年	制度等の動き
平成23年 (2011年)	<p>○ 【改正】 障害者基本法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成24年 (2012年)	<p>○ 【改正】 障害者自立支援法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 <p>○ 【改正】 児童福祉法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 <p>○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律「障害者虐待防止法」 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け
平成25年 (2013年)	<p>○ 障害者総合支援法 施行（「障害者自立支援法」の改正・改称）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） <p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律「障害者優先調達推進法」 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等の障害者就労施設等からの優先的な物品調達の努力義務 <p>○ 障害者基本計画（第3次）策定（平成25～29年度）</p>
平成26年 (2014年)	<p>○ 障害者権利条約批准</p>
平成28年 (2016年)	<p>○ 障害者差別解消法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 <p>○ 【改正】 障害者雇用促進法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 <p>○ 【改正】 発達障害者支援法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成30年 (2018年)	<p>○ 【改正】 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障がい児福祉計画」の策定） ・サービスの創設（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援） ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援 <p>○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造機会拡大、作品等の発表の機会確保 <p>○ 障害者基本計画（第4次）策定（平成30～令和4年度）</p>

<p>令和元年 (2019年)</p>	<p>○ [改正] 障害者雇用促進法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援 <p>○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律「読書バリアフリー法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）の量的拡充や質の向上 ※アクセシブルな書籍…障がい者等の方が利用しやすい書籍
<p>令和2年 (2020年)</p>	<p>○ [改正] 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律「バリアフリー法」施行（※一部、令和3年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等） ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大（令和3年施行）
<p>令和3年 (2021年)</p>	<p>○ [改正] 障害者差別解消法 公布（令和6年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化
<p>令和4年 (2022年)</p>	<p>○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通に係る施策の推進 <p>○ [改正] 児童福祉法 公布（令和6年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 ・ 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化 <p>○ [改正] 障害者総合支援法 公布（令和6年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 障がい者の就労支援および障がい者雇用の質の向上の推進 ・ 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

【用語解説】（各章で説明していない用語について記載しています。）

●医療的ケア児：

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など）を受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

●インクルージョン：

直訳すると、包含（包み込む・中に含む）という意味。「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」という、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会をもつ、という考え方がある。

●合理的配慮：

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

●社会的障壁：

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

●ジョブコーチ：

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のこと。

●成年後見制度：

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれている。

●地域共生社会：

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●ヘルプマーク：

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークのこと。

●ヤングケアラー：

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちのこと。子どもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性がある。

武雄市障がい者計画

編集・発行 令和6年 月
武雄市福祉部福祉課
武雄市武雄町大字昭和12番地10
電話 0954-23-9235
FAX 0954-20-1355
メール fukushi@city.takeo.lg.jp